

日本労働組合議規約改正案

第十八条の次に新に左記條項を設く

第十九條 范例數以上の本云議加盟團体所屬組合又は事務所所在地にて、第三條記載の本云議目的を貫徹する爲め、其地方の歴史的乃至特殊的事情よりこれを必要と認むるときは、日本労働組合議決議機関の承認を経て日本労働組合議地方協議会を設くる事を得。

第二十条 地方協議会の目的、機能、構成及中央機関との牽制關係等に

ついては別に定むる日本労働組合議地方協議会準則に従ふ。

現行規約十九條は新規十九條となり以下順次に下りて

現行第十九條規定の本云議加盟費と左の如くに改正す

云費納入者數一千名迄月額金五圓

一千名以上は百名を加へる毎に月額金三錢を増加す

三及四は現行通り

本云議會之本部運営費として支拂ふべき事務費等は、

日本労働組合議地方協議会の運営費として支拂ふべき事務費等は、